

福山市民病院連携医療機関外来予約システム導入業務 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、福山市民病院連携医療機関外来予約システム導入に係る公募型プロポーザル方式により同システムを導入する事業者を決定するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務の目的

本業務は、福山市（以下「発注者」という。）が運営する福山市民病院への集患及び業務負担軽減を推進するため、地域の医療機関から発注者への外来予約方法の効率化・省力化や患者サービスの向上を目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

福山市民病院連携医療機関外来予約システム導入業務

(2) 業務内容

別紙「福山市民病院連携医療機関外来予約システム導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から2026年（令和8年）12月31日までとする。

(4) 履行場所

福山市民病院及び当院が指定する場所

(5) 病院概要（令和8年4月1日現在）

ア 病床数：506床（一般病床500床、感染病床6床）

イ 診療科目：内科、精神科・精神腫瘍科、脳神経内科、循環器内科、小児・新生児科、外科、呼吸器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、小児外科、乳腺甲状腺外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、皮膚科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線診断・IVR科、放射線治療科、臨床検査科、病理診断科、緩和ケア科、腫瘍内科、救急科、がんペインクリニック、歯科口腔外科

ウ 入院延患者数：148,781人、外来延患者数：214,214人（2025年度）

エ 紹介率：79.0%、逆紹介率：167.9%（2025年度）

3. 見積限度額

見積限度額の上限は550,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

※上記は本業務に係る上限額であり、見積書の金額がこれを超過した場合は、12.(3)に該当し失格とする。

4. 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・実績を有する事業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を選定する。また、受注候補者と仕様書等について協議を行い、協議が整った時点で当該事業者と随意契約する。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、参加申込をする時点で、次に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更正手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) 本業務の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号のいずれにも該当しない者であること。
- (7) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の規定に該当する病院のうち、一般病床が200床以上の病院において、契約実績が複数ある者であること。
- (8) 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が制定する「プライバシーマーク」又は「ISMS適合性能評価制度」の認定を受けていること。

6. 参加申込の手続等

(1) 担当課

〒721-8511 福山市蔵王町五丁目23番1号

福山市民病院 経営企画部 医事課

電話番号：084（941）5151 Fax 番号：084（941）5159

E-mail：shibyou-iji2@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	8月12日（水）
実施要領等の配付期間	8月12日（水）から8月31日（月）まで
質問書受付期間	8月12日（水）から8月26日（水）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	8月27日（木）市ホームページに掲載する。
参加申込書の受付期間	8月12日（水）から8月31日（月）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	9月2日（水）
企画提案書の受付期間	9月2日（水）から9月25日（金）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	9月30日（水）午後1時30分から順次
企画提案書の選定通知	10月1日（木）

※すべて2026年（令和8年）とする

(3) 実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

2026年（令和8年）8月12日（水）から同年同月31日（月）まで

イ 配布場所

(1) に同じ。

※福山市ホームページ（<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>）からもダウンロード可能。

(4) 実施要領等に係る質問

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式9）により提出すること。なお、電話、FAX、来訪による口頭又は持参での質問及び提出期限を過ぎた場合の質問は受け付けない。

ア 質問方法

実施要領等に係る質問は、質問書（様式9）により、(1) の担当課へ電子メールで提出すること。（提出後、届いたかどうかの確認を電話で行うこと。）

イ 受付期限

2026年（令和8年）8月12日（水）から同年同月26日（水）午後5時までとする。

ウ 質問に対する回答

2026年（令和8年）8月27日（木）までに、福山市ホームページに掲載する。なお、質問者の氏名等は記載しない。

7. 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2026年（令和8年）8月12日（水）から同年同月31日（月）午後5時まで

(郵送の場合も同じ)

(2) 提出場所

6.(1)の担当課に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留)とする。

ア 持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時まで

イ 郵送の場合は簡易書留とする。

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のアからセの書類を作成し、各1部を提出すること。

ア 参加申込書(様式1)

イ 参加資格審査申請書受付票(様式2)

ウ 使用印鑑届(様式3)(実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。)

エ 委任状(様式4)(契約締結等に関する権限を代表者以外に委任する場合に提出すること。)

オ 誓約書(様式5)

カ 担当者届(様式6)

キ 市税の完納証明書(原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書(様式7)を提出すること。)

ク 5.(7)に係る契約実績一覧表(様式11)

ケ 電子データの保存等に関する申出書(様式12)

コ 印鑑証明書(原本)

サ 納税証明書(写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書(その3未納の税額がないこと用))

シ 履歴事項全部証明書

ス 提出期限の属する事業年度の直前の3期分の財務諸表(「貸借対照表」、「損益計算書」、「キャッシュフロー計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注文表」の写し)

セ 日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が制定する「プライバシーマーク」又は「ISMS適合性評価制度」の認定を証する書類。

入札参加資格審査申請書類提出の日から機器納入期限まで有効なものとし、写しを可とする。

※キ、コ、サ及びシについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。

8. プロポーザル参加資格の確認

7.で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

参加申込書の提出者全員に参加資格要件の確認結果を通知(様式8)する。

(2) 参加申込書の提出者がいない又は1者のみの場合の取扱い

ア 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行う。

9. 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

2026年(令和8年)9月2日(水)から同年9月25日(金)午後5時まで
(郵送の場合も同じ)

(2) 提出場所

6.(1)の担当課に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送

ア 持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時まで

イ 郵送の場合は、簡易書留とする。

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

任意の様式で作成したものを、原則A4サイズの紙媒体で提出すること。ただし、A4サイズで作成が困難な場合はA3サイズとし、A4サイズに折って提出すること。

ア 企画提案書 10部（任意様式）

次の項目を含んだ企画提案書を作成することとし、その他優れた点があれば適宜加えること。

(ア) 予約管理・通知機能（予約枠の設定項目、予約画面のカスタマイズ、予約情報のデータ出力、アカウント設定、通知機能、バックアップ等）

(イ) セキュリティ（I SMS認証の国際規格又はI SMAPの管理基準等の取得、データセンターの物理的所在地、暗号化の有無、システム構成図、ネットワーク構成図）

(ロ) 障害対応（過去の障害発生例、頻度、保守対応状況、復旧体制など）

(ハ) 利用者への導入支援（操作支援、発注者の職員アカウント数、マスタ変更）

(ニ) 導入の容易さ（利用者の工事有無等）

(ホ) 問い合わせ対応（発注者からの問い合わせ体制）

(ヘ) 料金体系

(コ) 運用コスト（初期導入費用、ランニング費用、不具合対応時の無償対応範囲）

(ケ) その他（導入による業務負担軽減、その他提案事項）

(ク) 見積書（様式13） 1部

※見積書に記載する金額は、3.を十分に確認したうえで記載すること。

10. 企画提案書の評価及び評価基準

9.で提出された企画提案書をもとに福山市民病院連携医療機関外来予約システム導入事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 日時

2026年（令和8年）9月30日（水）午後1時30分から順次（非公開）

イ 方法

企画提案書の内容について、1者につき15分のプレゼンテーション及び10分の質疑応答時間を設けて行う。

ウ 準備

使用するプロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは発注者が準備する。その他機器（パソコン等）は参加者が準備すること。

エ その他

提出した企画提案書の内容に沿って行うものとし、企画提案書以外の資料等を用いた説明は原則認めないので留意すること。

(2) 評価基準・評価項目

別紙1「福山市民病院連携医療機関外来予約システム導入業務プロポーザルヒアリング評価項目」参照

(3) 企画提案書の提出者がいない又は1者のみの場合の取扱い

ア 企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

(4) 受注候補者及び次順位者の特定

ア 評価委員会における評価が高い順に、本業務の受注候補者1者及び次順位者1者を特定する。

イ 評価点が同点になった場合の取扱いは、地方自治法施行令第167条の9に準じ、くじにより受注候補者を決定する。

(5) 評価結果・選定結果の通知

2026年（令和8年）10月1日（木）に企画提案書の提出者全員に評価結果・選定結果を電子メールにより通知する。なお、通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実の通知であり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、発注者と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(6) 非選定理由に関する事項

- ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、その旨を電子メールにより通知する。
 - イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に書面（様式は任意）により、発注者に対して非選定理由の説明を求めることができる。
 - ウ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり。
 - (ア)受付場所
6.(1)の担当課に同じ。
 - (イ)受付時間
午前8時30分から午後5時まで
 - エ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に電子メールにより行う。
- (7) 評価結果の公表
契約締結後に福山市ホームページに公表する。

1 1. 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、改めて見積書を徴し、随意契約の手続きにより契約を締結する。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と発注者との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9.(4)のアで提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次順位者と契約交渉を行うものとする。

1 2. 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3.の見積限度額を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと福山市病院事業管理者が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると福山市病院事業管理者が認めた場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (7) プレゼンテーションに正当な理由がなく参加しなかった場合
- (8) その他発注者の指示に違反する場合

1 3. その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断する。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できない。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにヒアリング等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属する。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負う。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をする場合がある。
- (9) 提出者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替又は再提出は認めない。

- (1 1) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (1 2) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式10）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (1 3) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (1 4) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定する。
- (1 5) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約を解除できるものとする。この場合、発注者に生じた損害は受注者が賠償する。
- (1 6) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して発注者は一切の責任を負わない。
- (1 7) 提出者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。